

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和7年2月17日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 森友信

1 指示する内容

さわら、たい、まながつお流刺し網漁業について、大島郡北部海域（柳井市神代瀬戸山鼻東端と大島郡周防大島町大字西三藩明神鼻突端とを結んだ線、同町大字伊保田瀬戸ヶ鼻北端、同町諸島北西端、愛媛県松山市津和地島苺藻鼻南端を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって区切られた山口県内海）では、使用する漁具のうち海中に投入している漁具の浮子方総延長は1,000メートル以下でなければならない。

2 指示の有効期間

令和7年3月1日から令和8年2月末日まで

